

# 浦安市地籍調査地区における境界確認手続き

## 浦安市地籍調査事業

地籍予備調査未着手

境界復元案作製過程(現況測量・比較図作製等)

境界復元案完成(境界立会前)

復元案の立会(全ての土地所有者に確認)

全  
同  
意

不  
同  
意

<地籍調査を実施しません>

必要に応じ、土地所有者各人で土地家  
屋調査士に委託して境界の確定を行う

再立会(予備調査と同じ位置)

閲覧(登記に反映するための成果確認)

認証・承認(国と県による成果の確認)

登記の更新

地籍予備調査

地籍調査

## 境界確認方法

【境界復元案未完成地区】

**立会不可**(東野3丁目は条件付き対応)  
(分筆については、法務局へお問い合わせください。)

【境界復元案完成地区】

<境界確認申請>

地籍調査で作製した境界復元案の位置で境界確認を行います。この場合、地籍成果と整合を図る必要があるため、対象地の全点の同意確認が必要となります。

**境界確認書の交付/境界確認図の交付**

※市宅地開発事業等に関する条例手続には、手続き開始時に境界確認書が必要となります。

<照合願>

(分筆の場合のみ)

分筆計画が地籍成果と齟齬がないかを確認するため、照合確認を行います。

**照合確認の交付**

(分筆の際、法務局申請時に必要となります)  
※その他、分筆に必要な書類は各自ご用意ください

地籍の成果が登記された後は、登記上の精度が担保され(不登法14条地図)、市がその座標値を提供することができます。分筆については、法務局へお問合せください。